

(家庭用暖房特約選択約款 新旧対照表)

	現行約款	区分	新約款																
表紙	平成 30 年 10 月 1 日実施	変更	令和元年 10 月 1 日実施																
表紙		追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 20%;">年月日</th> <th style="width: 20%;">内容</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日</td> <td>制定</td> <td>改正ガス事業法の施工に伴う制定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成 30 年 10 月 1 日</td> <td>改定</td> <td>標準熱量変更に伴う改定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和 元年 10 月 1 日</td> <td>改定</td> <td>消費税増税に伴う改定</td> </tr> </tbody> </table>	番号	年月日	内容	説明	1	平成 29 年 4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定	2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定	3	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定
番号	年月日	内容	説明																
1	平成 29 年 4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定																
2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定																
3	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定																
P2	<p>4. 適用条件</p> <p>お客さまが、家庭用として暖房機器を設置し、次の条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。</p>	変更	<p>4. 適用条件</p> <p>お客さまが、家庭用として暖房機器を設置し、次の条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を<u>申し込む</u>ことができます。</p>																
P3	<p>5. 契約の締結</p> <p>(1) この選択約款に関する契約は、当社が<u>申し込み</u>を承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) <u>申し込み</u>の際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。</p> <p>(4) 契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>なお、契約種別の変更の日は、定例検針日といたします。ただし、適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合は、適用条件を満たさなくなった日を契約種別の変更の日</p>	変更	<p>5. 契約の締結</p> <p>(1) この選択約款に関する契約は、当社が<u>申し込み</u>を承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) <u>申し込み</u>の際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。</p> <p>(4) 契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>なお、契約種別の変更の日は、定例検針日といたします。ただし、適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合は、適用条件を満たさなくなった日を契約種別の変更の日といたします。</p>																

P4	<p>といたします。</p> <p>③ 契約期間満了時に先立って解約又は変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません((6)において同じ)。</p> <p>(6) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別(ガス小売供給約款に定める契約を除きます)への変更を申し込まれた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(7) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>		<p>③ 契約期間満了時に先立って解約又は変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません((6)において同じ)。</p> <p>(6) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別(ガス小売供給約款に定める契約を除きます)への変更を申し込まれた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(7) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>
P6	<p>9. 設置の確認</p> <p>(1) 当社は、暖房機器が設置されており、同時に給湯機器又は厨房機器が設置・所有されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。</p>	変更	<p>9. 設置の確認</p> <p>(1) 当社は、暖房機器が設置されており、同時に給湯機器又は厨房機器が設置・所有されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。</p>
P6	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日</p> <p>本選択約款は、平成30年10月1日から実施いたします。</p>	変更	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日</p> <p>本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</p>

	<p>2. 実施に伴う切り替え措置</p> <p>当社は、平成30年9月30日以前から継続してこの選択約款による契約が締結されており、平成30年10月1日から平成30年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変更後の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。</p> <p>3. 改定履歴</p> <p>平成29年14月1日 ガス小売全面自由化に伴う制定</p> <p>平成30年10月1日 標準熱量変更に伴う改定</p>	<p>追加</p> <p>削除</p>	<p>2. 実施に伴う切り替え措置</p> <p><u>当社は、令和元年9月30日以前から継続してこの選択約款による契約が締結されており、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。</u></p>												
P8	<p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="190 630 1093 730"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>881.28 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>816.00 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="190 826 1093 927"> <tr> <td rowspan="2">1立方メートルにつき</td> <td>217.7280円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>201.60 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円 (税込)	816.00 円 (税抜)	1立方メートルにつき	217.7280円 (税込)	201.60 円 (税抜)	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 630 2145 730"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td><u>897.60 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>816.00 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 826 2145 927"> <tr> <td rowspan="2">1立方メートルにつき</td> <td><u>221.76 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>201.60 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月及びガスメーター1個につき	<u>897.60 円 (税込)</u>	816.00 円 (税抜)	1立方メートルにつき	<u>221.76 円 (税込)</u>	201.60 円 (税抜)
1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円 (税込)														
	816.00 円 (税抜)														
1立方メートルにつき	217.7280円 (税込)														
	201.60 円 (税抜)														
1か月及びガスメーター1個につき	<u>897.60 円 (税込)</u>														
	816.00 円 (税抜)														
1立方メートルにつき	<u>221.76 円 (税込)</u>														
	201.60 円 (税抜)														
P9	<p>4. 料金表B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="190 1268 1093 1369"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,198.80 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1,110.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	1,198.80 円 (税込)	1,110.00 円 (税抜)	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>4. 料金表B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 1268 2145 1369"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td><u>1,221.00 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>1,110.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,221.00 円 (税込)</u>	1,110.00 円 (税抜)						
1か月及びガスメーター1個につき	1,198.80 円 (税込)														
	1,110.00 円 (税抜)														
1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,221.00 円 (税込)</u>														
	1,110.00 円 (税抜)														

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	198.4284円 (税込)
	183.73 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	3,456.00 円 (税込)
	3,200.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	184.9608円 (税込)
	171.26 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	9,720.00 円 (税込)
	9,000.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	171.3204円 (税込)
	158.63 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

P10

変更

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>202.1030円 (税込)</u>
	183.73 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	<u>3,520.00 円 (税込)</u>
	3,200.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>188.3860円 (税込)</u>
	171.26 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	<u>9,900.00 円 (税込)</u>
	9,000.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>174.4930 円 (税込)</u>
	158.63 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

変更

変更

変更

変更

7. 料金表E

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	259.20 円 (税込)
	240.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	0 m ³ から 40 m ³ まで	99.9972円 (税込)
		92.59 円 (税抜)
	40 m ³ を超え、80 m ³ まで	97.8804円 (税込)
		90.63 円 (税抜)
	80 m ³ を超える場合	95.7636円 (税込)
		88.67 円 (税抜)

変更

7. 料金表E

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	<u>264.00 円 (税込)</u>
	240.00 円 (税抜)

変更

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	0 m ³ から 40 m ³ まで	<u>101.8490 円 (税込)</u>
		92.59 円 (税抜)
	40 m ³ を超え、80 m ³ まで	<u>99.6930 円 (税込)</u>
		90.63 円 (税抜)
	80 m ³ を超える場合	<u>97.5370 円 (税込)</u>
		88.67 円 (税抜)